

特定放射光施設の共用の促進に関する法律について

運営幹事

塩谷 亘弘

特定放射光施設の共用の促進に関する法律が、科技庁および関係各機関の努力によって成立する運びとなった。（資料・同法律案要項を参照）

この法律によって、

- 1) SPring-8が国の共用施設（我々の言葉でいえば共同利用施設）に正式に認定された。但し、「国の共用施設」という意味は「国立の」という意味ではなく、あくまでSPring-8というハードは原研・理研のものであるが、主としてビームラインを科学技術の振興に寄与することを目的として内外の研究者に開き国全体の共用に供する道を初めてつけたということである。
- 2) 原研・理研が平成10年を越えて期限を切られずに共同利用ビームラインの建設に責任を持つこととなる。（実際に、原研・理研が建設を自ら担当するかどうかは別にして、共同利用ビームラインの建設予算を獲得しその執行の責任を負うこととなる。）
- 3) 既存の財団法人（高輝度光科学研究センターが有力候補）を指定法人にして、国から直接共用業務・支援業務に要する費用の全部又は一部を交付することができるようになる。
- 4) 既存の財団法人（高輝度光科学研究センターが有力候補）を指定法人にして、原研・理研の委託を受けて共用施設の維持管理および運転を行ない、また、施設利用研究の促進に資する試験研究を行なうこととなる。
- 5) 原研・理研・指定法人（高輝度光科学研究センターが有力候補）の3者が協調してSPring-8を運営していくこととなる。
- 6) 原研・理研が自らの研究のために建設するビームライン（今まで我々が原研・理研の特定ビームラインと呼んでいたビームライン）は原研・理研の固有の施設として取り扱うこととなる。（これまで特定ビームラインの一つと考えていたが、今後は、そのカテゴリーからも外れることになる。）

運営幹事からのコメント

1) に関して、SPring-8で共同利用を行なうユーザーのかなりの部分が大学および国公立研究機関に属する研究者であることを考えると、非常に大きな進展である。また、今後期待される民間研究機関がSPring-8を利用するアクセスもこれによって一元化されることとなったので手続的に簡略化されることとなる。

2) に関して、これまで平成10年以降の共同利用ビームラインの建設に関しては全く不明であったが、この不安が解消されたという点では、これもまた非常に大きな進展である。

3) に関して、高輝度光科学研究センターの強化策として歓迎すべき方向である。今後、高輝度光科学研究センターが研究所として独自に研究活動を行うことも期待したい。

4) に関して、高輝度光科学研究センターが「施設利用研究の促進に資する試験研究を行う」という項に力点を置いた拡充・強化の方針を堅持することによって、研究所としての姿を整えることができるであろう。この方向への今後の国の支援に期待したい。

5) に関して、3者が強調してSPring-8の運営に当たることになるが、SPring-8の一元的運営を可能とする最善の運営組織作りをしていかなければならない。

今回の法律の整備は、SPring-8の共同利用に関する土台を築いたという点で、大きな進展であり、今後、利用者懇談会は科学技術庁・原研・理研・高輝度光科学研究センターに協力し、共同利用研究施設としてのSPring-8を育て上げていかなければならぬ段階に入った。

平成六年三月
第一百二十九回国会

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案資料

科学技術庁

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験研究を行う者による特定放射光施設の共用を促進するための措置を講ずることにより、科学技術に関する試験研究の基盤の強化を図り、あわせて科学技術に関する国際交流の進展を図り、もって科学技術の振興に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

第二 定義

1 この法律において「特定放射光施設」とは、日本原子力研究所及び理化学研究所により設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（以下「放射光」という。）を使用して科学技術に関する試験研究（以下「試験研究」という。）を行うための施設であつて、総理府令で定めるものをいうものとすること。

2 この法律において「共用施設」とは、特定放射光施設のうち試験研究を行う者の共用に供される部分をいうものとすること。

3 この法律において「専用施設」とは、日本原子力研究所及び理化学研究所以外の者により設置される施設であつて、特定放射光施設に係る放射光を使用して試験研究を行うためのものをいうものとすること。

(第二条関係)

第三 基本方針

内閣総理大臣は、共用施設又は専用施設を利用した試験研究（以下「施設利用研究」という。）に関する事項等に關し、特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針を定めなければならないものとすること。

(第四条関係)

第四 日本原子力研究所及び理化学研究所への業務追加

日本原子力研究所及び理化学研究所は、それぞれ日本原子力研究所法及び理化学研究所法に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとすること。

- 一 共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを試験研究を行う者の共用に供すること。
- 二 専用施設を設置してこれを利用した試験研究を行ふ者に対し、当該試験研究に必要な放射光の提供等を行うこと。

三 これらに附帯する業務を行うこと。

(第五条及び第八条関係)

第五 放射光利用研究促進機構の指定及び業務

1 内閣総理大臣は、特定放射光施設の共用の促進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の規定による法人であつて、2に規定する業務を適正かつ確實に行ふことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、放射光利用研究促進機構（以下「機構」という。）として指定することができるものとすること。

- 2 機構は、次に掲げる業務を行うものとすること。
 - 一 第六に規定する業務を行うこと。
 - 二 施設利用研究の実施に關し、情報の提供、相談その他の援助を行ふこと（以下「支援業務」という。）。
 - 三 施設利用研究の促進に関する内外の動向の調査及び分析並びに啓発活動を行ふこと。
 - 四 施設利用研究の促進に資する試験研究を行ふこと。
 - 五 施設利用研究の促進のため、海外から研究者を招へいすること。

六　日本原子力研究所又は理化学研究所の委託を受けて、共用施設の維持管理及び運転を行うこと。

七　前各号に掲げるもののほか、特定放射光施設の共用の促進を図るために必要な業務を行うこと。

(第十一條及び第十二條関係)

第六　機構による供用業務の実施

内閣総理大臣による指定がされたときは、日本原子力研究所及び理化学研究所は、この法律により追加された業務（共用施設の建設、維持管理及び運転並びにこれに附帯するものを除く。）の全部又は一部を供用業務として機構に行わせるものとすること。

(第十三條関係)

第七　諮詢委員会

機構は、機構の代表者の諮詢に応じ、供用業務の実施計画の作成その他供用業務の実施に関する重要事項を審議する諮詢委員会を置くものとすること。

(第十五條関係)

国は、予算の範囲内において、機構に対し、供用業務及び支援業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができるものとすること。

(第十九條関係)

第九　その他

その他機構に対する監督規定等所要の規定の整備を行ふこと。